

足場の組立て等特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 39 号

- ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)

【受講対象者】

- ・足場の高さに関係ない、足場の組立て解体又は変更の作業に関わる業務を行う方は特別教育を修了する必要があります。
- ・内装工事等に関わる脚立足場や連結式作業台、ロータリングタワー組立て等作業に就く場合も特別教育は必要です。



★本規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行された新しい法律です。

申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

受講資格

特になし

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間	労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間	関係法令	1時間
(合計 6時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

単位:円

	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	6,820	815	7,635
会員	6,380		7,195

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

助成金

- ・建設事業主等に対する助成金対象講習です。(詳しくは愛媛労働局助成金センターまで)

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)